

ケアマネジメント研修会④

法令根拠に基づいた
住宅改修のポイント

YOKOTE
CITY

期日：令和2年9月25日（金）
横手市 市民福祉部 高齢ふれあい課

本日の主な内容

1. 住宅改修の定義と手続きについて
2. 住宅改修に関するチェックポイント
3. 担当が悩む事例
4. そのほかに知っていただきたいこと



1. 住宅改修の定義と手続きについて

☆介護報酬の解釈1単位数表編（通称：青本）のP1381～P1396を参照☆



★介護保険の住宅改修とは

介護保険を必要とする方が、**住み慣れた自宅**で持てる**能力に応じて自立した生活**ができるようにするために、介護保険のサービスとして住宅の**小規模改修**を20万円を上限に支援するものです。

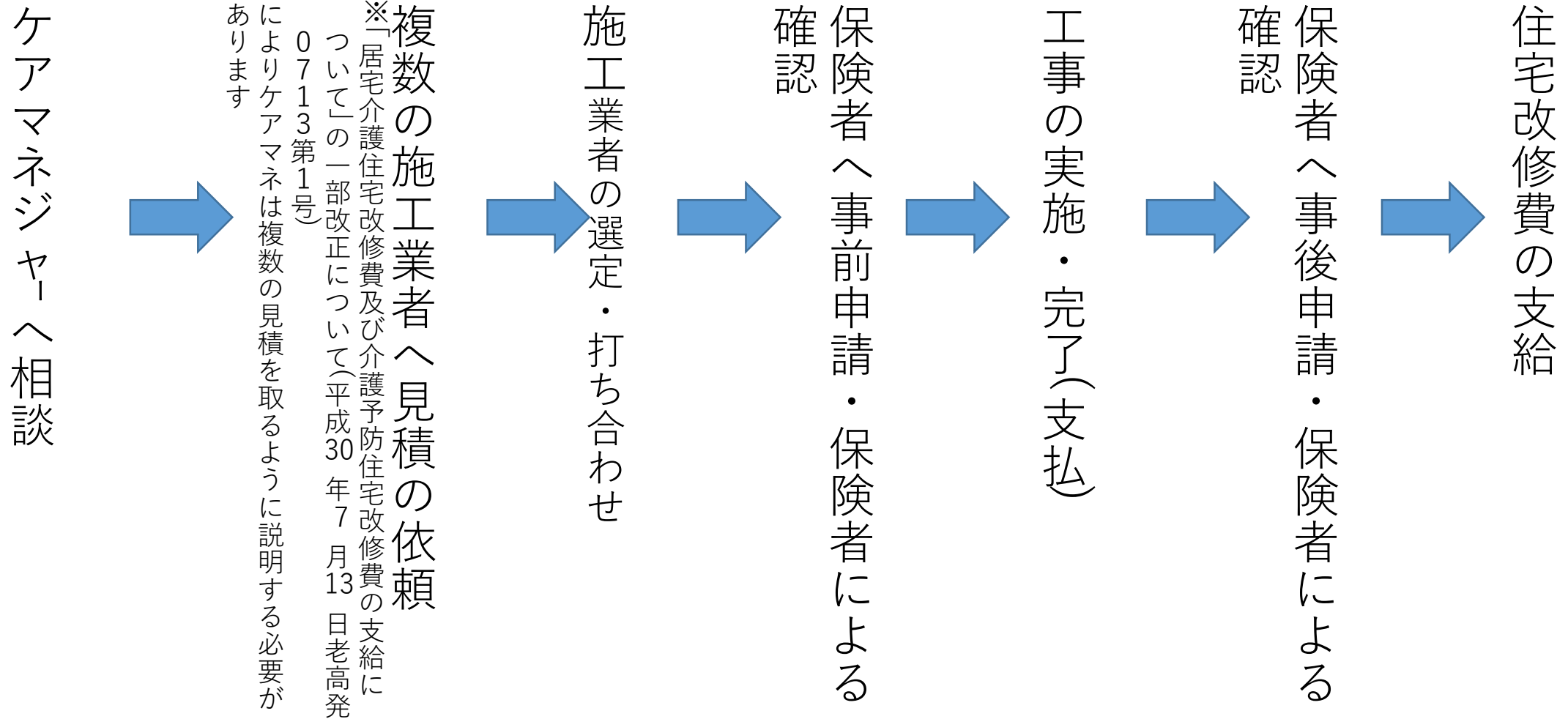
- ・ 介護保険法：第45条（居宅介護住宅改修費の支給）
第57条（介護予防住宅改修費の支給）
- ・ 横手市介護保険条例：
第9条第2項第6号
第9条第3項第6号

☆『改修』と『改築』の違い

- ・改修：**間取りを変えず**にトイレやお風呂を新しくすること
- ・改築：床面積を変えずに建物の全てまたは一部の**間取りを変更したり、壊して新しく立て直したり**すること（建物の構造上部分に手を加える工事）
→建築基準法第2条第1項第13号

※介護保険では、改修のみ対象となるため、壁の撤去はハードルが高い（現状としてトイレの向き等の変更により壁が邪魔になったときのみ撤去が認められる場合がある）

★手続きの流れ（国が考えている見本）★



★住宅改修の要件

①対象者について

- ・介護保険の要介護認定で、要支援 1・2、要介護 1～5 と認定をされた被保険者

※「新規申請」の認定結果待ちの間は、事後申請まで提出することは可能ですが、認定結果が「非該当」の場合は支給されません。

※退院時に合わせて住宅改修を行いたい場合は、事前申請は可能ですが、その際には退院予定日をお知らせください。なお、事後申請は退院後となります。

★住宅改修の要件

②対象になる住宅について

- ・ 被保険者証記載の住所の住宅に限ります。
 - ※現住所と保険証の住所が異なる場合や、一時的に身を寄せている住宅等での改修費用は対象となりません。
- ・ 被保険者証記載の住所に普段から住んでいる方に限ります。
 - ※老健施設の利用者やショートステイの長期利用者などは対象にならない可能性があります。

★支給対象工事（平成11年3月31日厚生省告示第95号

改正：平成12年12月28日厚生省告示第481号）

※参考：青本 P1384～P1385、P1399～P1404

- ①手すりの取り付け
 - ②段差の解消
 - ③滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ④引き戸等への扉の取替え
 - ⑤洋式便器等への便器の取替
 - ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
-
-

①手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移動動作に資することを目的として壁など固定された面に設置する改修。

対象外：動線上必要のない場所への取り付け
手すり以外の機能があるもの

※注意※

手すりは基本的な部品として、手すり・ブラケット・支柱・支柱固定部・ジョイントがあるが、見積時には、必要な個数を全て記載し、現場写真にも全て写るようお願いいたします。

②段差の解消

居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修

※ユニットバスを活用した改修はご相談ください。

対象外：スロープや敷台などを固定しない場合

昇降機やリフトなどの動力により段差解消をする機器を設置する工事

※注意※

事後申請時の現場写真は、通常の写真の他に固定していることがわかる写真の貼付もお願いいたします。難しい場合は現場確認を実施します。

③滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室において畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室において床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更を行う改修

※ユニットバスを活用した改修はご相談ください。

対象外：・被保険者の動線以外の部分

※注意※

対象外の部分も一緒に改修を行う場合は、見積等を作成時に諸経費等は按分（面積等）をしてください。

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

※ユニットバスを活用した改修はご相談ください。

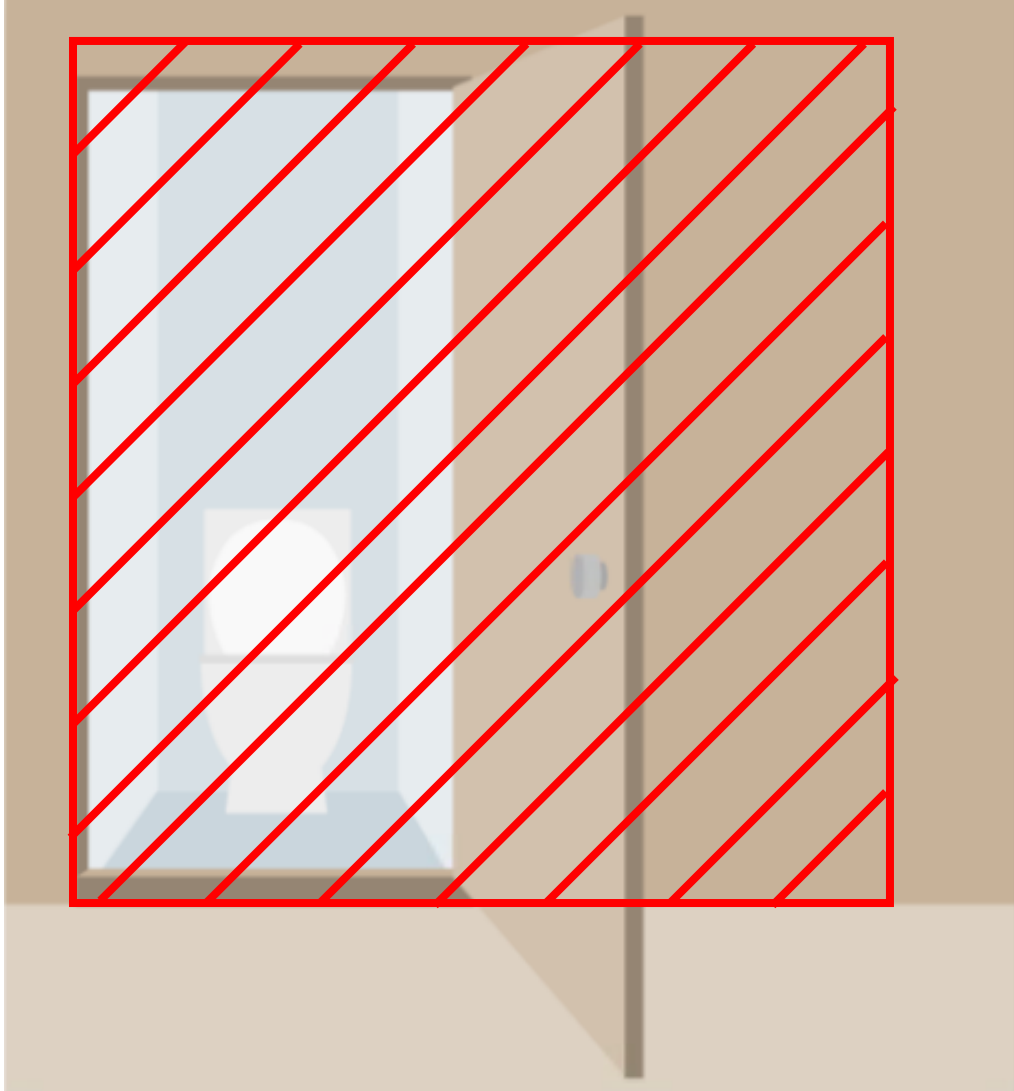
対象外：自動ドアの動力部分

※注意※

引き戸等への取替の改修の場合、事前申請の現場写真において、引き戸等がしまわれる部分も分かるように写真の構図や斜線等による表示をお願いします。

事前写真の記入例

改修後の写真



⑤洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きの洋式便座を含む）への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する改修

対象外：既存の洋式便器に暖房便座や洗浄機能等を取り付ける改修

水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器へ取替える際の水洗化又は簡易水洗化の部分

※注意※

新規に洋式トイレを作る工事は対象となりません。既存のトイレの移築とした場合は、対象となる場合があります。

⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①手すりの取付け

手すりの取付のための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消（床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための整備

⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に関わるものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

対象外：①～⑤の工事部分以外のクロス張替工事や小便器、手洗いなどの撤去

参考：住宅改修でユニットバスを申請する場合に対象箇所
(対象になるものは、全て理由書に記載していることを前提とします)

1. 床 (「段差の解消」又は「床材の変更」が記載されている場合)
2. 扉 (「扉の取替え」が記載されている場合)
3. 浴槽 (「段差の解消」が記載されている場合)

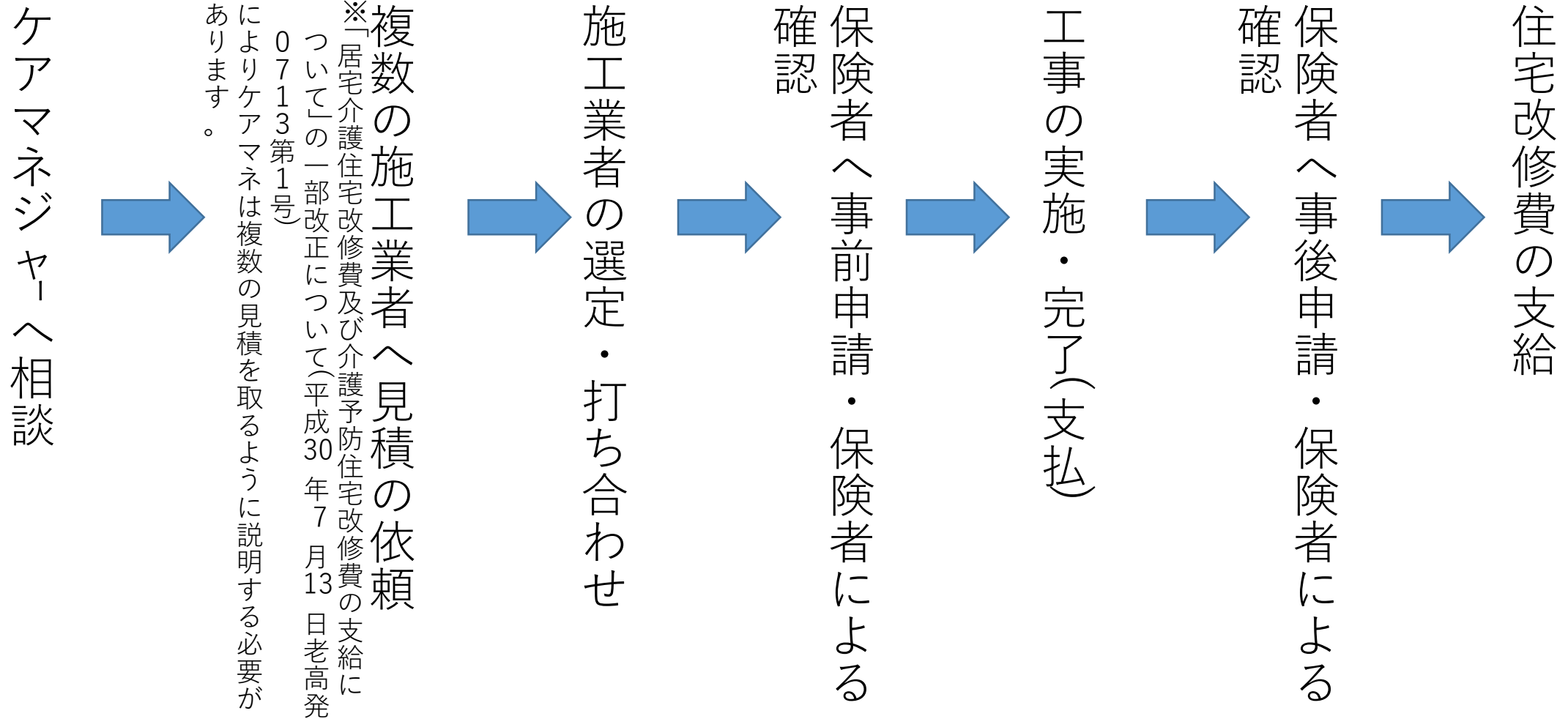
対象

-
4. 壁
 5. 壁に設置している照明
 6. 天井
 7. 天井に設置している照明

対象外

※諸経費や処分料等は、按分となります。

★手続きの流れ（国が考えている見本）★



・事前申請時の提出書類

- ①住宅改修が必要な理由書
- ②見積書
- ③改修後の完成予定の状況がわかるもの
※改修前の日付入りの写真、図面、カタログの写し
- ④住宅所有者の承諾書 ※所有者と被保険者が違う場合

※参考※ 様式の掲載場所
横手市ホームページ

<https://www.city.yokote.lg.jp/korei/page000013.html>

🔍 横手市ウェブサイトの情報を探す

検索

住宅改修が必要な理由書



<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明・大・昭	年	月	日	作成者	現地確認日	令和	年	月	日	作成日	令和	年	月	日
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護						所属事務所									
			1	2	1・2・3・4・5					資格	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他()								
住所	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">改修予定物件の住所</p> <p style="color: red;">※被保険者証の住所と同じであること</p>									氏名									
									連絡先										

<総合的状況>

利用者の身体状況	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">生活動作に関する身体状況を記述する</p> <p style="color: red;">※改修前の移動方法や利用方法などを詳しく記載</p>		福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定		改修前	改修後
介護状況	居宅サービスだけではなく、自宅内でどのような介護を受けているかも記載		<input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input type="checkbox"/> 腰掛便座 <input type="checkbox"/> 特殊尿器 <input type="checkbox"/> 入浴補助用具 <input type="checkbox"/> 簡易浴槽		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">現状の住宅の状況を住宅改修をすることでどのように変えたいのか、また、日常生活をどのように変えていきたいかも記載する。</p> <p style="color: red;">※具体的な改修箇所等については、2ページ目に記載する</p>		<input type="checkbox"/> その他 ・ _____ ・ _____ ・ _____		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書

＜《総合的状況》を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)		
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 <small>(扉の開閉を含む)</small> <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 排便後 <input type="checkbox"/> その他()	<p style="color: red;">生活動作が具体的にどのよう に困難なのかを記載する。 (具体的な数値もできる限り記載) また、介護者がどのような介 護をし、それがどのように困 難なのかを記載する。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<p style="color: red;">困難な状況を改善するためにどのような改修をするのか、改修の方針を記載する。</p>	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> ()	
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> ()
その他の活動	<p style="color: red;">上記以外の生活動作について記載する (洗濯など)</p>		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保	<input type="checkbox"/> ()

介護保険 住宅改修工事 見積書 (※施工業者独自のものでも構いませんが内訳が分かるように詳しく記入してください)

様邸改修工事

住所: _____

施工事業者名: _____

部屋名	部分	名称	内容 (仕様)	数量	単価	金額	介護保険対象部分		住宅改修の種類※	備考	
							数量	金額			
現場確認写真・図面と比較しやすいように番号等を記入してください。		目的の工事内容が分かるように記入してください。	商品名や規格等、工事の明細を記入してください。	可能な限り「 OM 」や「 O個 」などの 詳細な単位で記入 してください。(基本「一式」は認めません)						算出根拠や按分の内訳、介護保険対象か対象外など根拠となる情報を記載してください。	

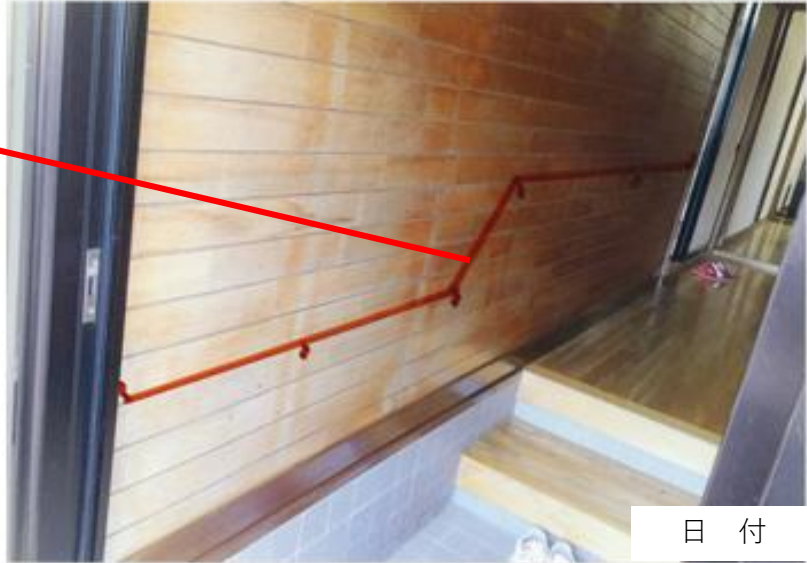
※「住宅改修の種類」には、次の改修内容から、該当するものを番号で記入してください。

1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 滑り防止等のための床材の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 便器の取替え 6. 1～5に係る付帯工事

③改修後の完成予定の状況がわかるもの

※改修前の日付入りの写真、図面、カタログの写し

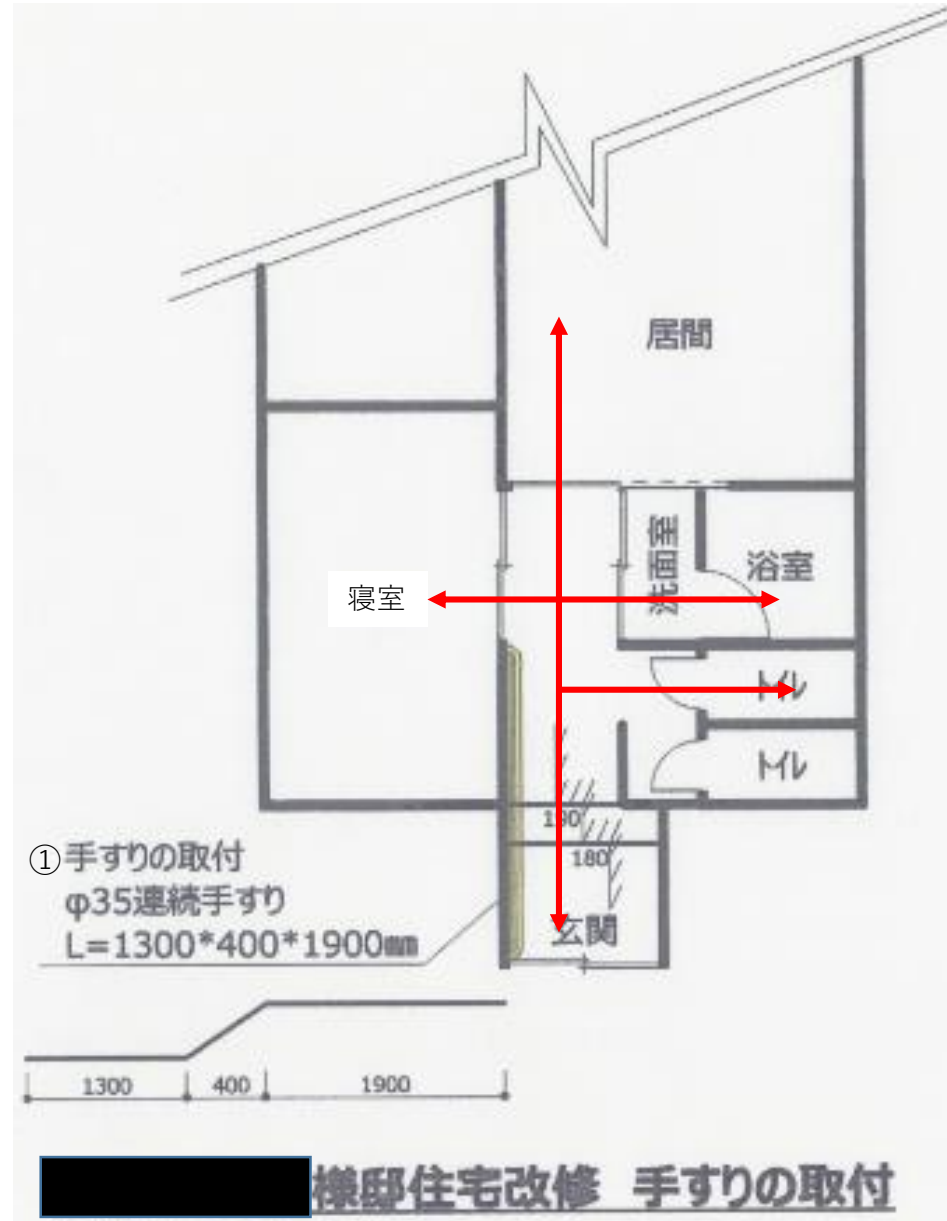
写真貼付用紙（介護保険用）※施工業者独自のものでも構いません。

被保険者氏名：		被保険者番号：		No. ①
施工業者名：				
施行箇所	玄関	対象工事種別	手すりの取付	
改 修 前		撮影日：	[REDACTED]	
				
日 付				

工事の箇所や手すり等の位置が分かるように、記入してください。
また、できる限り手すりにつけるエンド金具やジョイント金具の設置個所も記入してください。

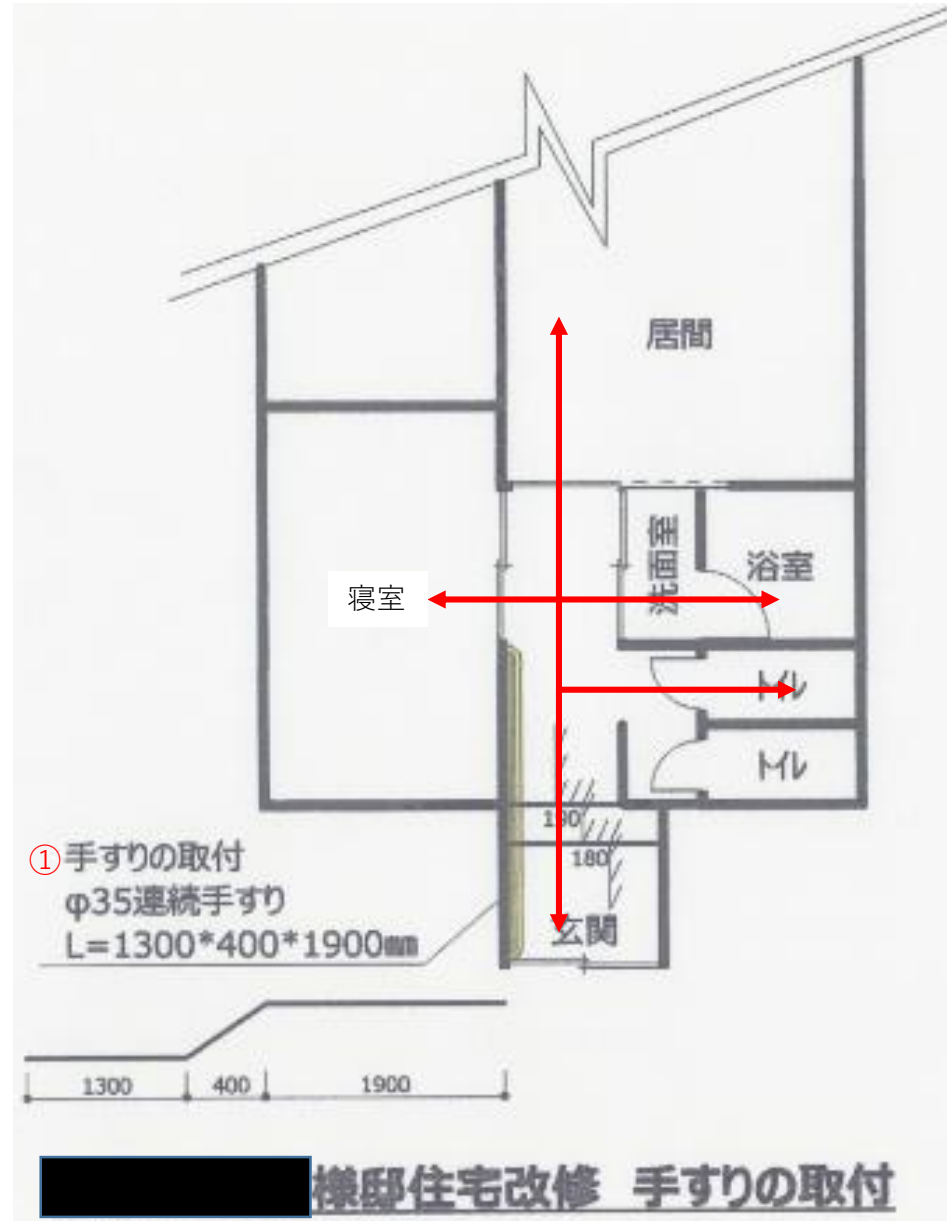
③改修後の状態を確認できる書類

- ・ 図面は、被保険者の動線確認に使用しますので、できる限り家全体の図面の添付をお願いいたします。ただし、内容によっては、不要部分を省略できる場合があります。
- ・ 日常動線を矢印等で記入をお願いいたします。



③改修後の状態を確認できる書類

- ・ 図面については、どこの改修を行うか分かるように印などの記入をしてください。その際に、写真と見比べができるように番号を付けるなどの対応をお願いいたします。



☆改修中・改修後にお願いしたいこと☆

- ・可能な限り、**実際に被保険者に触ってもらい**、具合がよいか確認をしてください。
- ・改修中に、**改修箇所に変更がありましたら、自洗申請を行った窓口へ連絡をお願いいたします**。内容によっては、事前申請を再度、お願いする場合があります。
 - ※小規模な変更（金額の変更がなく、かつ、目的や動線に変更がないもの）は連絡は不要です。
- ・改修後、手すりなどの部品が**見積りどおり使われていること**を確認してください。
- ・改修後の現場写真は、**事前の写真と同じ構図**になるように撮影してください

・事後申請時の提出書類

- ①住宅改修が必要な理由書
- ②見積書
- ③改修後の完成予定の状況がわかるもの
※改修前の日付入りの写真、図面、カタログの写し
- ④住宅所有者の承諾書
※被保険者が所有者と違う場合

- ⑤支給申請書
- ⑥領収書
- ⑦改修後の状態を確認できる書類
※改修後の日付入りの写真
- ⑧振込先が分かる書類
又は、介護保険受領委任払いに係る委任状

事前申請時の書類



市へ提出

⑤ 支給申請書

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ	被保険者番号	横手市	052035
被保険者氏名	被保険者番号		
生年月日	明・大・昭	年	月
住 所	電話番号		
住宅の所有者	被保険者との関係		
改修の内容	手すりの取り付け	業者名	業者名
		着工日	平成31年2月28日
		完成日	平成31年2月28日
改修費用	21,600 円		
横手市長 あて 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 居宅介護（介護予防）住宅改修費は、次の方法で振り込んでく （どちらかに☑） <input type="checkbox"/> 施工事業者へ振り込み（別途「介護保険 <input type="checkbox"/> 下記の口座へ振り込み（「口座振込依頼 平成 年 月 日 申請者 住所 氏名 電話番号 （申請者が被保険者本人以外の場合）本人との続柄			
口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店支店 出張所	種目
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()
	フリガナ		
	口座名義人		

基本は被保険者
死亡時は代表相続人

⑥ 領収書

領収書 No. 010103

様

金額 72,160 円 3.15 収入印紙

平成31年2月28日

業者名等

⑧ 委任状

介護保険受領委任払いに係る委任状

横手市長 様

被保険者 (委任者)	被保険者番号	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	負担割合	1割 2割 3割
サービスの内容	1. 特定福祉用具購入 2. 住宅改修	
A. 総費用額	¥	21,600 円
B. 保険適用総費用額 [Aが支給限度額を超える場合、 福祉用具購入費は10万円、住宅改修費は20万円]	¥	21,600 円
C. 保険給付予定額 (B×0.9 [※] 端数切捨) ※負担割合が2割の場合、0.8を乗じて算出する ※負担割合が3割の場合、0.7を乗じて算出する	¥	19,440 円
自己負担額 (A-C)	¥	2,160 円

私は、上記の介護（予防）サービス費の給付に関し、次の者に保険給付費の代理受領に係る一切の権限を委任いたします。

平成31年2月28日

委任者氏名

受任者 (事業者)	受領委任払い 事業者登録番号	
	事業者名称	業者名等
	代表者	
	所在地	
	電話番号	

横手市 記入欄	着工日における要介護度 <input type="checkbox"/> 要支援 () ⇒ 予防給付 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護 (/) ⇒ 介護給付	領収日における負担割合 <input checked="" type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 3割	《入力者印》	《窓口受付印》
	添付書類 (申請書添付用) <input checked="" type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真、図面等 (<input type="checkbox"/> 承諾書)	添付書類 (本申請用) <input checked="" type="checkbox"/> 領収証 (<input type="checkbox"/> 工事費内訳書) <input checked="" type="checkbox"/> 写真、図面等 <input checked="" type="checkbox"/> 口座が確認できるもの	滞納 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 給付制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	

⑦改修後の状態を確認できる書類
 ※改修後の日付入りの写真

- ・ 事前申請の時に確認させていただいた③の写真と同じ構図で撮影をお願いします。
- ・ ただし、手すりなど、全体が映らない場合は、分割して撮影してかまいません。

写真貼付用紙（介護保険用）※施工業者独自のものでも構いません。

被保険者氏名：		被保険者番号：		No. ①
施工業者名：				
施行箇所	玄関	対象工事種別	手すりの取付	
改 修 前		撮影日： [REDACTED]		
				
改 修 後		撮影日： [REDACTED]		
				

※写真は、それぞれ日付の入ったものとしします。デット機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

2. 住宅改修に関するチェックポイント



2. 住宅改修に関するチェックポイント

- 目的が住宅改修のメニューに合致しているか。
- 過去に上限まで給付を受けていないか。

対象外

-
- 金額（見積・申請書・委任状等）に誤りがないか。
 - 現場写真に不明な点はないか。
 - 日付の誤りがないか。※対象外になる場合もあるので注意
 - 申請者に誤りがないか。

再提出

-
- その他書類に不備はないか。

内容による

3. 担当が悩む事例



・トイレの移設の相談

相談内容：要介護3で自力での歩行は、廊下や手すりなどにつかまりながらようやく歩ける程度である。しかし、昔ながらの家であるため、和式トイレに行くためには土間を歩いていかなければならず、移動距離が遠く、段差もあることから、時々、間に合わない時がある。そのため、トイレを普段生活している居間の近くの廊下に移設し、洋式トイレに変更し、手すりの取付を行いたい。

悩み：トイレの新設とならないかな？間取りが変わってしまうし・・・
しかし、被保険者の状態を考えると必要な工事だよな・・・

結論：被保険者の状態を考えると必要な工事と判断できる。そのため対象となるのは、『洋式便器等への便器の取替え』と『手すりの取付』とし、トイレの部屋の改築、水洗化の費用は対象とならない。また、既存のトイレは、必ず廃止することとし、市の職員による現場確認を行う。

・トイレの間仕切りの撤去の相談

相談内容：要介護4で、自力歩行はできず、車いすで移動する必要がある方がおり、体形も大きく、車いすも大型のものを利用している。自宅は古く小便器と洋式便器に部屋が分かれており、それぞれの部屋が狭く車いすが入らない。また、小便器の部屋が一段低く、洋式便器の部屋が一段高くなっている。そのため、車いすでの利用が難しいため、段差解消に合わせて間仕切りと小便器を撤去したいが、対象となるか。

悩み：段差と部屋が狭いため、車いすが洋式トイレに入れない。
しかし、小便器の撤去は対象外だが、壁の撤去は段差解消の付帯工事になるのかな？

結論：小便器の撤去はメニューになく、付帯工事としても認められていない。また、段差解消により洋式便器側の段差を一段下げる工事の付帯として間仕切りの撤去を行う工事に間仕切りの有無は関係ないため、認められていない。しかし、洋式便器の向きを変える必要があり、そのことにより壁の撤去が必要である場合は、付帯工事として認める場合がある。

・リフォームに合わせて住宅改修をする申請

相談内容：介用護3で車いすを利用している被保険者。住宅が古く車いすでの移動（特に車から降りて家に入る時）に難儀している。そのため、家をリフォームすることに合わせて、併設している車庫から家に容易に出入りするため、壁に扉を新設し、そこからスロープを設置して、家の出入りを楽にしたい。そのため、スロープを介護保険の住宅改修の段差解消の手段として申請したい。

悩み：スロープの設置は段差解消としてメニューにある。また、車いすを利用して屋外に出ていくことも、普段の生活の一部になっている。しかし、新設の扉にスロープを付けることは、普段の生活の一部と判断してよいものか？

結論：住宅改修の段差解消は、普段の生活動線上で難儀している段差の解消をはかるものであり、普段とは違う箇所に扉を新設したことは、これまでの生活動線にはなかったことであり、それにより生じた段差解消は対象とならない。

4. そのほかにも知っていただきたいこと



☆支給限度基準額20万円のリセット☆

※青本P1383、P1386、P1387、P1392～P1395を参照

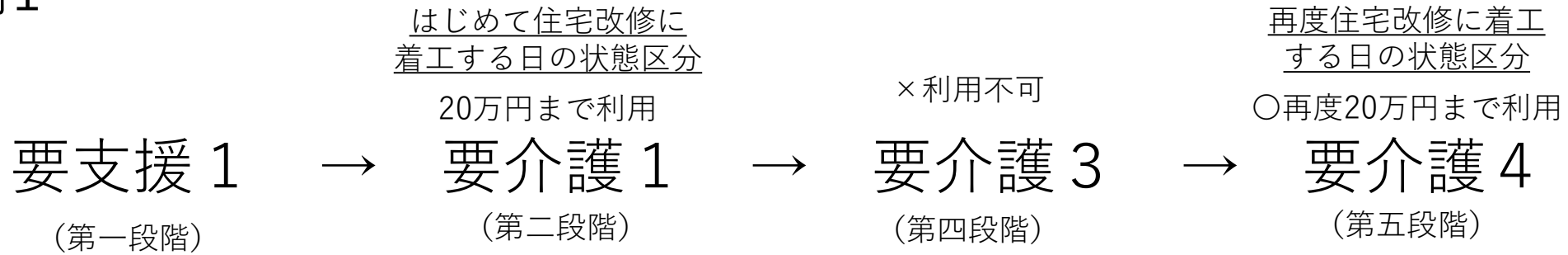
①介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第45条第4項の規定により算定する額

(平成12年2月10日厚生省告示第39号ほか)

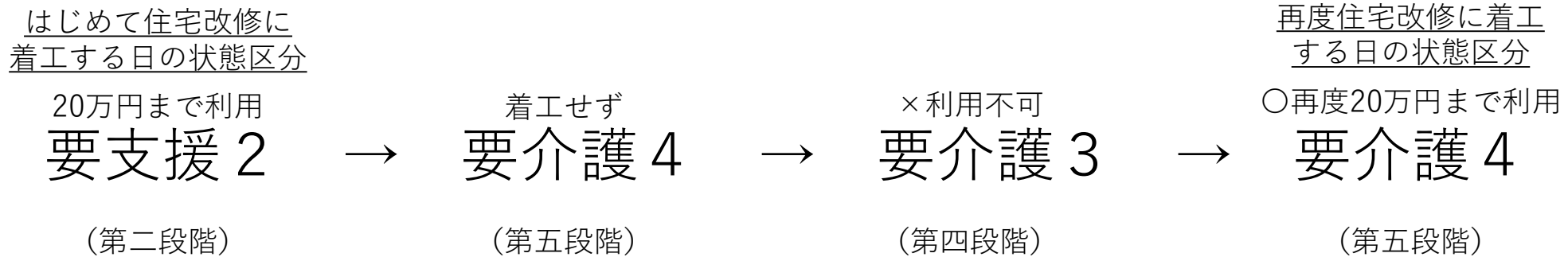
・初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1

例1



例2



例3

はじめて住宅改修に
着工する日の状態区分
12万円まで利用

要介護 1
(第二段階)



再度住宅改修に着工
する日の状態区分
○20万円まで利用
(残額8万円はリセット)

要介護 4
(第五段階)

例4

はじめて住宅改修に
着工する日の状態区分
20万円まで利用

要支援 1
(第一段階)



再度住宅改修に着工
する日の状態区分
○再度20万円まで利用

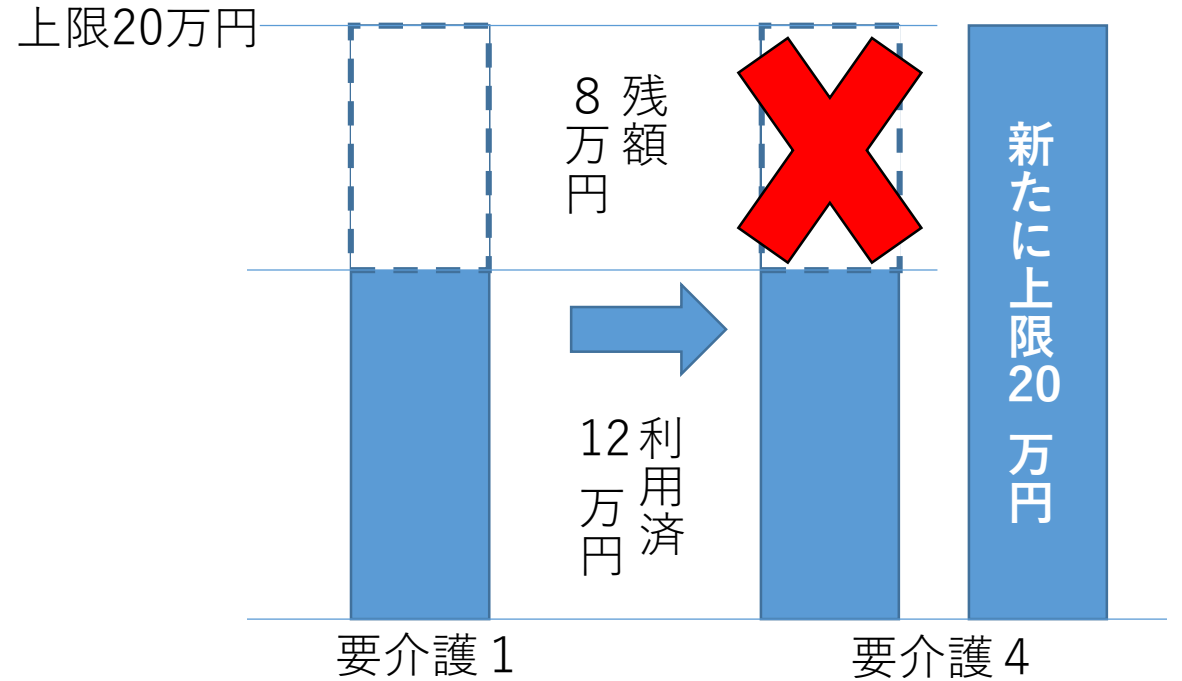
要介護 3
(第四段階)



要介護 2
(第三段階)



×利用不可
要介護 5
(第六段階)



② 転居リセットの例外

- ・ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能
- ・ 3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用（転居リセットの例外が優先）
- ・ 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活

例5

転居前住宅
20万円まで利用
要介護 1
(第一段階)

→ 引越し →

転居後住宅
20万円まで利用
要介護 1
(第二段階)

→ ○再度20万円まで利用
要介護 4
(第五段階)

例6

転居前住宅
15万円まで利用
要介護 1
(第二段階)

→ 引越し →

転居後住宅
20万円まで利用
要介護 2
(第五段階)

→ 引越し →

転居前住宅
5万円まで利用
要介護 3
(第四段階)

→ ○再度20万円まで利用
要介護 4
(第五段階)



☆受領委任払い☆

- 「横手市福祉用具購入費等の受領委任払実施要綱」（平成23年4月1日告示第95号）に基づき、下記の方に限り、被保険者の負担を軽減するため、受領委任払いを受けることが出来る。

（対象者）

第2条 受領委任払を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) **介護保険料に滞納がなく、かつ、保険給付の制限を受けていない者**
- (2) 事業者が受領委任払による支払に同意している者

※給付を受ける前に本人やご家族へご確認をお願いいたします。

住宅改修費用を補助します

事業利用者の9割以上の方が効果を実感!

横手市では、安全で快適な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす住宅の改修等を行う方に工事費用の一部を補助します。

ご注意：既に始めている工事や終わった工事は、補助の対象になりません。

工事を始める前に補助申請を行い、決定通知書を受取ってから改修工事等を対象にします。

補助対象者

次のいずれかを満たす方

- 横手市民で本人・配偶者・親・子のいずれかの方が市内に住宅を所有し居住している方で、本人及び同一世帯員に市税等の滞納が無いこと
- 横手市外に居住しているが横手市内に住宅を所有し、改修後に転入される方

対象住宅

横手市内にある、次のいずれかを満たす住宅(ただし、空き家・賃貸住宅・別荘等を除く)

- 一戸建て住宅(同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む)
- 併用住宅(住宅部分の延べ面積が、建物全体の1/2以上あること)
- マンション等の共同住宅(対象者の専有部分のみ)

対象工事

次の①～④の工事に要する費用の合計(消費税含)が10万円以上であるもの

- 雪対策…屋根を無落雪や落雪型に変更する工事、屋根融雪設備の設置工事、玄関前等の消・融雪工事、風除室の設置工事など
- バリアフリー化…段差の解消、手すりの取付工事など
- 省エネ・断熱化…節水型大便秘器・二重サッシへ交換する工事、断熱材を充填する工事など
- 防災・減災対策…耐震シェルターの設置工事、道路等に面したブロック塀等の撤去工事
ただし、次の工事は除く
(ア)公共工事の施工に伴い補償費の対象となる工事
(イ)市の他補助事業の対象となる工事
(ウ)門、塀など、いわゆる外構工事(対象工事を除く)
(エ)その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事



工事業主

次のいずれかの者と工事請負契約を締結したものの

- 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない法人等の事業者
- 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない個人事業者

補助金の額

補助対象工事費合計の **10%** (千円未満切捨て)
(経費費を除く)

上限 **20万円**

※資料作成を市内の事業者へ委託した場合は、対象工事費に応じて別途補助

【対象工事費ごとの補助額の例】		
対象工事費の合計	工事補助額	資料作成費
10万円	10,000円	5,000円
50万円	50,000円	5,000円
100万円	100,000円	10,000円
150万円	150,000円	15,000円
200万円	200,000円	20,000円

補助事業の期間

令和2年5月7日 から 令和3年2月26日 まで (完了実績報告書の提出厳守)

※ 予算状況により、期間内でも申請受付を終了することがあります。

【問い合わせ先】

横手市 建設部 建築住宅課

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興庁舎2階)

TEL 0182(35)2224 / FAX 0182(32)4029

※ 申請用紙などは、横手市ホームページ(<http://www.city.yokote.lg.jp>)からもダウンロードできます。

◆ 住宅の改修をお考えの方は、対象になる工事について事前に建築住宅課へご相談いただき、下記書類をご準備の上、申請を行ってください。

◆ 完了実績報告書は工事完了後30日以内、または令和3年2月26日までに提出してください。

補助事業のながれ



補助金交付申請に必要なもの

- 補助金交付申請書【様式第1号】(施工業者が3社を超える場合は【様式第1号別紙】)
- 工事概要書【様式第2号】
- 申請者及び請負者の同意書【指定様式】、又は納税証明書及び固定資産税明細書兼名寄帳
- 工事及び資料作成の工事請負契約書又は請書の写し(令和2年4月1日以降の契約であること)
- 工事及び資料作成の内訳明細書(見積書)の写し
- 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- 対象住宅の正面全景写真 及び 補助対象工事の施工箇所 着事前写真
- 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階 平面図等及び製品のカタログの写し等
- 補助金振込先口座(申請者と同一名義のもの)及び申請者の印鑑(インク浸透印(シャチハタ等)不可)
- 上記の他に、市長が必要と認めるもの

補助金変更交付申請に必要なもの(工事内容等に変更がある場合)

- 補助金変更交付申請書【様式第3号】
- 工事概要書【様式第2号】
- 工事及び資料作成の工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- 工事及び資料作成の内訳明細書(見積書)の写し
- 補助金交付申請に係る見積書【様式第1号添付 指定様式】
- 補助対象工事の施工箇所 着事前写真
- 補助対象工事の施工箇所・仕様を示した各階 平面図等及び製品のカタログの写し等
- 申請者の印鑑(申請と同一の印鑑)

着事前にご相談ください。

完了実績報告に必要なもの

- 完了実績報告書【様式第6号】(施工業者が複数の場合のみ【様式第6号別紙 施工証明書】)
- 工事概要書【様式第2号】
- 工事及び資料作成に要した費用に係る領収書などの原本(確認後お返しします)
- 工事施工箇所の完了後写真及び完了後、現地に目視確認できない箇所については施工中の写真
- 補助対象工事の施工箇所に設置した製品出荷証明書(または納品書、仕様書等)
- 請求書【様式第7号】(申請者名義の預金通帳を持参 または 金融機関名、口座番号、名義 部分の写し添付)
- 住民票(転入の場合のみ)
- 申請者の印鑑(申請と同一の印鑑)
- アンケート用紙(横手市作成のもの)

Q & A

Q1: 過去に、横手市の「住宅リフォーム補助金(平成21～23年度)」や「暴風被害補助金(平成24年度)」を利用しましたが、この事業も申請することは可能ですか?

A1: 事業が異なるため可能です。なお、本事業(平成25年～令和元年度)を利用したことがある場合は、原則、申請することができませんが、防災・減災対策のための改修工事を検討されている方は申請できる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q2: 横手市の介護保険制度や三世代同居リフォーム補助事業、木造住宅耐震改修補助金事業と併用できますか?

A2: 併用できません。対象工事の内容が重複しない場合は対象になる場合があります。

Q3: 秋田県のリフォーム推進事業補助と併用できますか?

A3: 併用できます。なお、補助対象工事が異なる場合があります。

Q4: 屋根及び外壁の張替え工事や塗り替え工事は対象になりますか?

A4: 対象になりません。ただし、対象工事に伴う復旧工事にあつては、対象になる場合があります。

☆建築住宅課が窓口になっている住宅改修費用の補助金

② バリアフリー化…段差の解消、手すりの取付工事など

補助金の額

補助対象工事費合計の **10%** (千円未満切捨て)
(経費費を除く)

上限 **20万円**

※資料作成を市内の事業者へ委託した場合は、対象工事費に応じて別途補助

横手市ウェブサイトの情報を探す

000001428